

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u> この規程は、令和4年8月4日から施行し、改正後の別表1は令和4年7月1日から適用する。					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)	(略)	処置料等	(略)	(略)
	母体血を用いた出生前診断検査	<u>99,000</u>		母体血を用いた出生前診断検査	<u>180,000</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
当該検査における外部委託検査について、新たな業者との契約により金額を見直したことに伴い、所要の改正を行う。					